## 1. 住宅

【性能基準】省令第1条第1項第2号イ(1)口(1)

	面積区分	認定 手数料(円) ※2		変更認定 手数料(円) ※2	
	床面積(m)	適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
戸	200未満	34,000	4,700	19,000	認定適合証添付
建	200以上	38,000		21,000	
共	300未満	69,000	9,300	39,000	と同額
同	300以上	110,000	20,000	67,000	
<b>※</b> 1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

## 2. 非住宅

【標準入力法・主要室入力法】省令第10条第1項第1号イ(1)口(1)

面積区分	認定 手数料(円) ※2		変更認定 手数料(円) ※2	
床面積(m²)	適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
300未満	230,000	9,300	120,000	認定適合証添付
300以上	280,000	16,000	150,000	と同額

## 【モデル建物法】省令第10条第1項第1号イ(2)口(2)

面積区分	面積区分 認定 手数料(円) ※2		変更認定 手数料(円) ※2	
床面積(m²)	適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
300未満	87,000	9,300	48,000	認定適合証添付
300以上	110,000	16,000	63,000	と同額

## 3. 複合建築物の場合

上記、住宅に定める金額と非住宅に定める金額を合計した金額とする。

- ※ 認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出るときは、 上記の金額に、建築確認申請に係る手数料相当額を加えた金額とする。
- ※1 共同住宅の共用部分を評価しない方法を用いる場合の手数料は、 共用部分を除いた床面積に基づき算出した金額とする。
- ※2 複数建築物の認定を申請する際の手数料は、棟ごとに算出した手数料を合算した金額とする。